

障企発 1 1 1 1 第 1 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

障害者差別解消法の施行に向けた障害福祉事業者等への周知について

日頃より、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 6 月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

同法第 11 条の規定に基づき、本日付けで、障害者に対する不当な差別的取扱い禁止や、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の実施に関し、福祉分野の事業者が適切に対応するために必要な考え方をお示した「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」が厚生労働大臣により決定され、下記ホームページにより公表されました。

つきましては、同法の理念を御理解いただくとともに、障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただくため、管内の障害福祉事業者等に対し、本ガイドラインの周知に対する御協力をお願いいたします。

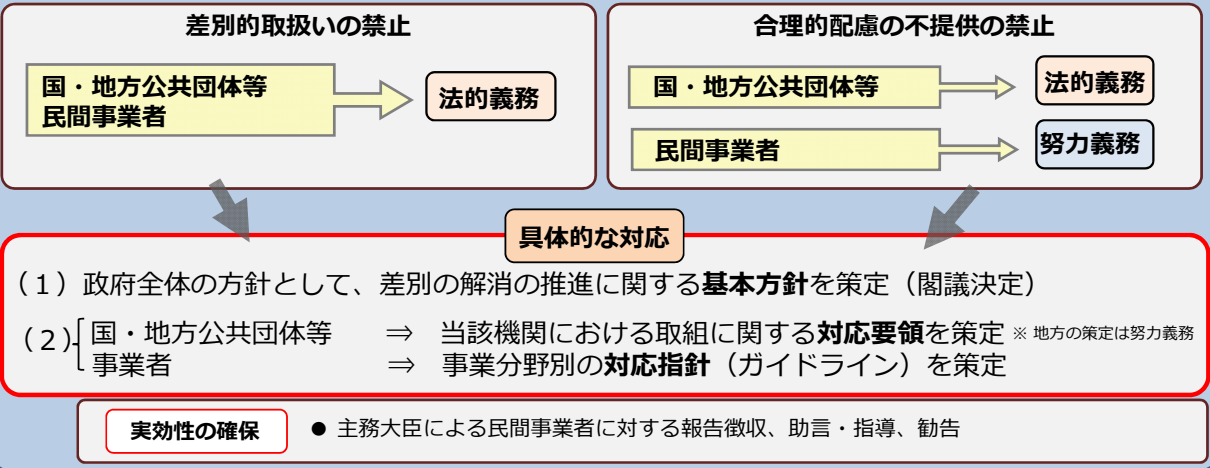
記

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」掲載ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiishahu_kushi/sabetsu_kaisho/index.html

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法<平成25年法律第65号>）の概要

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

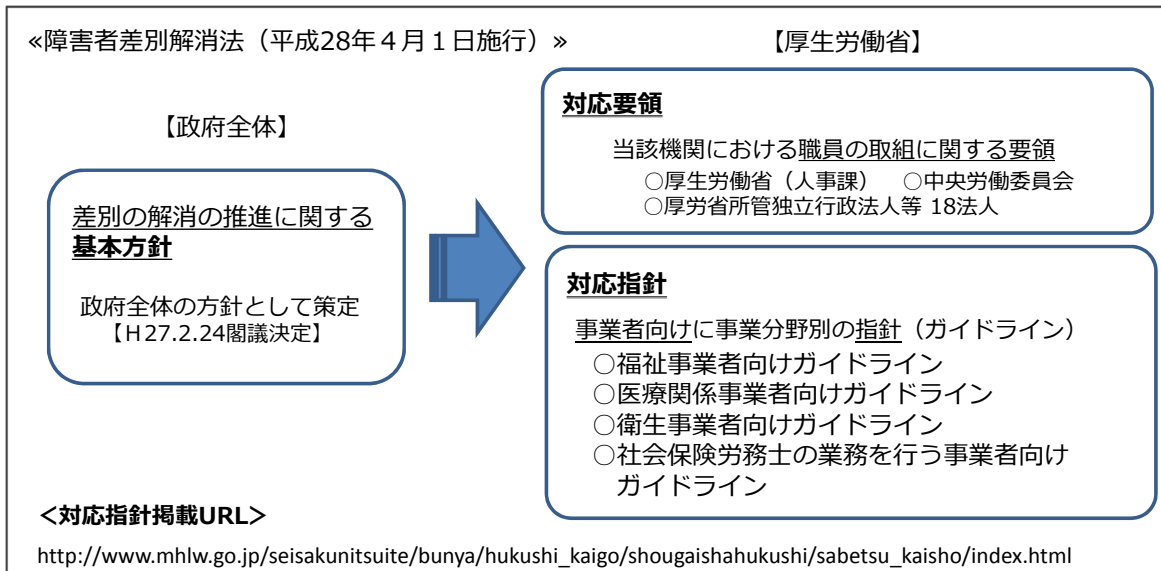
I. 差別を解消するための措置



II. 差別を解消するための支援措置

- 紛争解決・相談** ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
- 地域における連携** ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動** ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等** ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

■ 対応要領・対応指針の策定



■ 公表までの工程（指針）

H27年8月5日 障害者団体からのヒアリング	11月初旬 公表・周知
8月中旬～10月中旬 各分野別にパブリックコメント	H28年4月1日 障害者差別解消法施行

企画課監査指導室

1 平成28年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について

(1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について

都道府県等においては、障害者総合支援法等の関係法令・通知等を参照の上、引き続き指定障害福祉サービス事業所等に対する適切な指導監査の実施をお願いしたい。

また、指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対する指導監査の実施に当たっては、法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、都道府県においては、管内市町村に対し、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。

さらに、事業者の不正受給等による指定取消等や障害者に対する虐待に係る事件が散見されているが、これらの事案は制度の根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であることから、関連する情報が寄せられた場合には、関係機関等との連携のもと機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

なお、厚生労働省においても、平成27年度に都道府県に対する実地指導を実施し、併せて管内の市町村に対する実地指導の検証を行ったところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事項については、以下のとおりとなっているので、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

（主な指摘事項）

- ・管内市町村に対する指導が低調
- ・事業者に対する実地指導が低調
- ・指定自立支援医療機関に対する指導が未実施
- ・自立支援医療費の支払いに係る審査点検が未実施

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の監督について

平成24年4月1日より、指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けされ、国、都道府県及び市町村に事業者の本社等への立ち入り権限が付与されたところである。

ア 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

新規参入事業者の届出や届出済事業者の届出事項変更に伴う変更届については、遅滞なく行うこととされており、都道府県及び指定都市においては、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導時など、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

イ 業務管理体制に係る一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその

運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じ改善に向け事業者が自主的に取組むよう助言を行うものである。都道府県及び指定都市においては、全ての事業者を対象としつつ地域の実情に応じ計画的に検査を実施されるようお願いしたい。

ウ 業務管理体制に係る特別検査

特別検査は、指定の取消事由に該当した事業者に対し、その本社等への立入検査を行い、業務管理体制の整備についての取組の状況や不正行為への組織的関与の有無等を検証するものである。

都道府県及び指定都市においては、事業者に対して指定取消処分を行う場合、当該事業者に対する特別検査を実施されるようお願いしたい。

また、指定取消相当の処分を行う事業者の指定権者が異なる場合においては、当該自治体と緊密に連携の上、特別検査を実施されるようお願いしたい。

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

都道府県においては、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（平成 23 年 4 月 1 日障発 0401 号の 5 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和 48 年 10 月 31 日児企第 48 号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて、当該手当の支給事務に係る指導監査を実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成 27 年 3 月 27 日障発 0327 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「特別児童扶養手当等支給事務指導監査要綱」を参考として、引き続き、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあつては、監査マニュアルの作成及びこれらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

なお、厚生労働省において都道府県に対し実施した指導監査の結果、是正又は改善を図る必要があると指摘した主な項目は以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

ア 特別児童扶養手当について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定について、昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」に基づく的確な認定をお願いしたい。

なお、医学的総合的判断により認定する場合には、具体的かつ明確な判断理由の記録をお願いしたい。

(イ) 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認、関係機関への照会、公的年金受給権の確認の徹底をお願いしたい。

(ウ) 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持（同一）関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理をお願いしたい。

イ 特別障害者手当等について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等の事例が認められるので、昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づく適正な認定をお願いしたい。

また、医学的総合的判断により認定する場合には、具体的かつ明確な判断理由の記録をお願いしたい。

なお、有期認定にあたり、診断書の「将来再認定の要」欄の記載に基づき、画一的に認定されている事例があるが、治療等により障害の程度が変化すると見込まれる事例については、実態に即した期間で認定されるようをお願いしたい。

(イ) 適正な所得審査

所得額の把握について、税務担当部署との緊密な連携等により適正な所得審査をお願いしたい。

(ウ) 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3 か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務について一層の周知徹底をお願いしたい。

(4) 精神科病院に対する実地指導について

都道府県及び指定都市においては、毎年度、管内の精神科病院に対する実地指導等を計画的に実施することにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の適正な運用の推進をお願いしたい。

厚生労働省においても、都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導

の検証を行ったところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事例については以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

(主な指摘事項)

- ・ 精神科病院における医療従事者（常勤指定医を含む。）の不足
- ・ 精神科病院に対する実地指導（指摘等）が不十分
- ・ 措置患者の入院先の選定が不適切
- ・ 新規措置入院患者の入院後おおむね3か月後の実地審査が未実施・不十分
- ・ 定期病状報告書の遅延等
- ・ 医療保護入退院届の遅延
- ・ 精神医療審査会の審査結果通知の遅延
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付事務が不適切

なお、これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るとともに、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保を図られるようお願いしたい。

障害者総合支援法に基づく指導監査の実施状況

〈2ヶ年間の実地指導実施率〉

(単位:%)

(単位:%)

	都道府県	障害者支援施設	施設以外の計			
			うち訪問系	うち日中活動系	訓練系・就労系	
1	北海道	92.0	60.1	58.3	69.1	63.1
2	青森県	87.8	14.1	0.8	52.8	21.3
3	岩手県	82.3	56.2	43.8	68.9	67.5
4	宮城県	77.3	58.2	45.5	67.4	72.1
5	秋田県	21.1	5.7	2.8	9.5	9.1
6	山形県	98.6	72.4	59.7	88.1	82.7
7	福島県	78.9	22.4	12.8	32.6	34.7
8	茨城県	113.0	81.3	60.4	101.3	85.0
9	栃木県	110.3	65.5	39.2	86.0	88.1
10	群馬県	86.0	58.3	43.5	74.2	85.1
11	埼玉県	122.4	46.0	30.4	123.6	75.3
12	千葉県	200.0	52.3	40.3	72.6	103.7
13	東京都	62.0	8.5	7.4	14.2	8.9
14	神奈川県	91.1	30.6	28.6	54.3	35.0
15	新潟県	102.8	39.8	30.5	75.5	42.3
16	富山県	100.0	55.8	64.8	34.4	63.8
17	石川県	136.8	63.8	59.8	84.8	65.6
18	福井県	66.7	49.2	28.5	82.5	64.3
19	山梨県	51.7	32.9	5.5	43.3	58.0
20	長野県	101.9	68.5	60.5	58.9	98.4
21	岐阜県	200.0	86.0	86.2	82.7	82.1
22	静岡県	97.6	101.0	101.3	86.5	117.8
23	愛知県	93.2	52.9	45.3	66.9	62.7
24	三重県	19.5	10.3	6.3	9.0	24.5
25	滋賀県	169.6	76.5	69.5	76.7	77.4
26	京都府	35.5	34.0	35.4	32.7	43.2
27	大阪府	41.6	24.9	27.0	26.2	25.6
28	兵庫県	10.9	16.5	11.9	20.1	25.3
29	奈良県	72.7	17.7	16.1	32.9	15.9
30	和歌山県	100.0	70.6	59.8	75.6	125.4
31	鳥取県	85.7	85.8	54.0	70.8	156.4
32	島根県	97.3	48.9	31.8	85.3	85.6
33	岡山県	92.6	62.1	55.2	50.5	73.1
34	広島県	95.6	48.3	46.6	33.2	69.0
35	山口県	109.3	62.7	63.8	75.5	75.9
36	徳島県	104.2	34.9	10.4	109.2	112.6
37	香川県	200.0	85.0	74.0	112.8	110.2
38	愛媛県	93.8	77.0	75.0	74.1	80.3
39	高知県	168.0	52.5	15.4	204.0	51.1
40	福岡県	16.5	33.3	30.1	24.4	56.0
41	佐賀県	131.8	73.9	71.2	57.9	84.6
42	長崎県	55.6	29.8	38.0	26.5	28.2
43	熊本県	96.2	37.9	12.8	79.2	48.7
44	大分県	130.7	22.2	13.4	42.6	40.1
45	宮崎県	73.9	56.0	46.5	61.6	79.9
46	鹿児島県	54.2	34.7	25.3	38.5	45.2
47	沖縄県	0.0	11.0	8.8	4.9	17.3
2ヶ年間の平均		86.9	39.4	30.4	54.4	56.2

年度	障害者支援施設	施設以外の計			
		うち訪問系	うち日中活動系	訓練系・就労系	
平成25年度	42.1	20.3	17.1	27.2	28.6
平成26年度	46.5	21.6	17.7	28.3	30.0

(出所)平成25年度及び平成26年度障害福祉施設等に係る指導監査の実施状況の報告等から作成。

(注)実地指導実施率とは、実施指導先の数/指定事業所等の数。(2ヶ年間の合計)ただし、指定事業所等の数には、障害者を受け入れていない事業所も含まれる可能性があることに留意。

(注)枚方市は、平成26年度から中核市になったため、26年度単年度の実地指導実施率。

	指定都市 中核市	障害者支援施設	施設以外の計			
			うち訪問系	うち日中活動系	訓練系・就労系	
1	札幌市	186.2	50.7	49.9	51.1	57.0
2	仙台市	93.8	45.4	14.1	58.4	104.8
3	さいたま市	125.0	26.8	26.9	48.8	27.7
4	千葉市	92.3	61.3	47.6	54.7	103.0
5	横浜市	100.0	51.2	61.9	27.3	34.2
6	川崎市	115.0	17.1	4.7	63.1	65.3
7	相模原市	37.5	18.5	17.7	17.1	35.5
8	新潟市	20.0	16.0	14.5	18.0	24.4
9	静岡市	100.0	150.6	145.1	143.7	156.7
10	浜松市	98.2	107.2	104.8	104.7	121.5
11	名古屋市	70.6	66.1	65.0	65.4	75.0
12	京都市	115.8	37.6	33.0	50.8	50.0
13	大阪市	105.4	26.3	25.5	47.4	25.8
14	堺市	20.0	40.3	45.3	13.7	31.2
15	神戸市	136.0	18.1	13.1	67.4	23.5
16	岡山市	6.7	29.2	31.7	14.4	41.0
17	広島市	100.0	84.0	86.7	84.2	94.2
18	北九州市	100.0	22.4	16.6	56.1	26.7
19	福岡市	91.7	29.1	15.6	33.3	75.2
20	熊本市	92.9	40.8	24.7	61.8	55.1
21	旭川市	106.4	70.7	39.3	95.7	120.1
22	函館市	100.0	62.7	62.5	87.7	77.5
23	青森市	0.0	57.0	75.3	10.3	53.6
24	盛岡市	100.0	76.2	73.3	58.6	91.2
25	秋田市	30.0	10.2	0.0	8.1	39.5
26	郡山市	33.3	69.4	67.4	65.3	71.4
27	いわき市	100.0	18.6	13.0	38.4	34.3
28	宇都宮市	125.0	94.4	66.9	131.5	121.1
29	前橋市	114.3	98.5	78.0	120.8	149.2
30	高崎市	100.0	110.5	106.3	121.2	145.6
31	川越市	200.0	36.3	25.2	123.1	65.3
32	船橋市	100.0	83.7	93.8	67.8	82.5
33	柏市	100.0	97.6	111.4	82.6	79.5
34	横須賀市	50.0	65.2	62.5	68.3	83.3
35	富山市	16.7	18.0	16.5	27.3	8.9
36	金沢市	95.6	61.7	52.9	80.2	82.5
37	長野市	50.0	28.4	13.4	35.8	50.9
38	岐阜市	200.0	100.9	86.9	154.2	102.1
39	豊田市	20.0	56.9	59.9	34.0	40.0
40	豊橋市	80.0	43.6	33.2	60.7	52.2
41	岡崎市	120.0	80.0	61.9	87.5	105.5
42	大津市	100.0	83.9	78.7	81.3	95.2
43	豊中市	—	49.1	47.8	55.6	43.9
44	高槻市	66.7	43.0	38.4	66.7	53.7
45	東大阪市	0.0	19.4	16.4	44.3	34.5
46	枚方市	—	13.9	13.1	18.6	22.9
47	姫路市	77.8	33.9	25.2	54.5	43.1
48	西宮市	90.9	32.6	31.5	53.4	44.0
49	尼崎市	100.0	34.4	30.1	60.5	44.4
50	奈良市	44.4	8.6	8.9	4.2	15.8
51	和歌山市	187.5	34.5	7.6	87.5	179.0
52	倉敷市	116.7	44.1	39.1	61.8	55.6
53	福山市	100.0	83.3	76.9	76.4	94.7
54	下関市	100.0	73.7	69.3	71.1	59.3
55	高松市	128.6	62.5	31.3	84.4	163.7
56	松山市	107.1	88.7	87.4	93.0	90.1
57	高知市	100.0	45.9	38.6	33.3	72.9
58	久留米市	160.0	59.7	48.6	106.7	77.0
59	長崎市	200.0	82.6	72.8	143.2	67.5
60	大分市	200.0	68.9	88.7	26.1	40.1
61	宮崎市	85.7	41.3	25.1	65.3	81.7
62	鹿児島市	49.9	47.9	46.7	45.3	45.2
63	那覇市	0.0	72.5	67.1	63.8	92.3
2ヶ年間の平均		94.6	46.6	41.4	58.2	64.1

2 平成28年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について

厚生労働省における障害者自立支援業務等実地指導については、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県等が行う指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成24年度より障害者総合支援法に基づく事業者の指定事務等が都道府県から指定都市及び中核市に移譲されたことを踏まえ、指定都市及び中核市に対しても、都道府県と同様の指導を行うこととしているのでよろしくをお願いしたい。

（実地指導の主な項目）

- 都道府県
 - ア 都道府県における指導体制及び指導実施状況
 - イ 市町村に対する指導状況等
 - ウ 事業者に対する指導監査状況等
 - エ 事業者の指定事務等
 - オ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況等
- 市町村
 - ア 自立支援給付支給事務等の事務処理状況
 - イ 事業者に対する指導監査状況等

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査について

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市区町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況を対象として実施するほか、管内の市区において、特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当支給事務に係る実地検証を行うこととしており、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

（指導監査の項目）

- 都道府県・指定都市
 - ア 特別児童扶養手当支給事務実施状況
 - イ 特別児童扶養手当提出事務に係る市区町村への指導監査実施状況
 - ウ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況
- 市（区）
 - ア 特別児童扶養手当提出事務の処理状況

イ 特別障害者手当等認定支給事務の処理状況

(3) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

ア 指導監査の実施について

厚生労働省における精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、都道府県・指定都市を対象に公衆衛生関係行政事務指導監査として別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成28年度においても当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、対象とされた精神科病院における指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いしたい。

精神科病院の実地検証を行う都道府県等にあつては、事前資料を確認し実地検証を行う病院を決定するので、検証病院の資料については指導監査実施時期の30日前までには提出されるよう併せてお願いしたい。

ウ 指導監査重点事項について

平成28年度の指導監査においては、以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 精神科病院の状況

（指定病院の指定基準の遵守状況、病床の利用状況、医療従事者の充足状況）

(イ) 精神科病院の実地指導及び実地審査状況

（実地指導・実地審査要綱等の整備状況、実地体制及び実施状況、結果の処理状況、措置入院者・医療保護入院者に対する実施状況、医療監視部局との連携状況）

(ウ) 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況

（通報等に対する調査・診察等の状況、移送手続きの状況、要措置者の入院先の選定状況、定期病状報告の状況、緊急措置入院の状況、費用徴収の状況、医療保護入退院届出の状況、応急入院の状況、特例措置の状況）

(エ) 精神医療審査会の状況

（審査会の開催・運営状況、退院請求・処遇改善請求等の処理状況）

- (オ) 精神医療費の公費負担事務処理状況
(連名簿・診療報酬明細書の審査点検状況)
- (カ) 精神科病院に対する実地指導等の実地検証
- (キ) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

(別紙)

障害者自立支援業務等実地指導実施計画(案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>(都道府県) [18] 山形県 茨城県 群馬県 東京都 神奈川県 新潟県 石川県、山梨県 愛知県 福井県 大阪府 兵庫県 奈良県 鳥取県 広島県 愛媛県 福岡県 宮崎県</p> <p>(指定都市) [7] 横浜市 新潟市 名古屋市 大阪市 神戸市 広島市 福岡市</p> <p>(中核市) [6] 高崎市 八王子市 金沢市 奈良市 松山市 宮崎市</p>	

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画(案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>(都道府県) [7] 山形県 群馬県 東京都 福井県 大阪府 高知県 長崎県</p> <p>(指定都市) [19] 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市</p>	(注) 市(区)の 選定について は、後日通知 する

公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画(案)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>(都道府県) [23] 北海道 青森県 岩手県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 佐賀県 大分県</p> <p>(指定都市) [10] 札幌市 仙台市 さいたま市 新潟市 名古屋市 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 福岡市</p>	(注) 精神科病院 の実地検証を 併せて実施す る自治体につ いては、追っ て連絡する。

3 【障害福祉】業務管理体制データ管理システムについて

平成27年12月22日付け企画課監査指導室事務連絡「【障害福祉】業務管理体制データ管理システムの利用端末の動作環境要件等について」によりお知らせしたとおり、【障害福祉】業務管理体制データ管理システム（以下「業務管理システム」という。）は平成24年度のシステム稼働より、WISH（厚生労働行政総合情報システム）の中の個別システムとしてきたところ、平成29年4月より、政府共通プラットフォーム上にシステムを移行する予定としている。

※ 今後のスケジュール（案）

平成28年1月～3月	厚生労働省の調達手続
平成28年4月～9月	移行設計、設定、開発等
平成28年10月～29年3月	各種テスト、データ移行 (政府共通プラットフォームの利用開始)
平成29年4月	政府共通プラットフォーム上でのシステム稼働

なお、政府共通プラットフォーム移行後の業務管理システムの詳細等については、決まり次第、適宜お知らせする予定である。

